

平成22年度第1回伊勢地区地域審議会会議概要

- 1 開催日時 平成22年6月1日（火）午後7時～午後9時30分
- 2 開催場所 伊勢市役所東庁舎4-3会議室
- 3 議事内容 ①合併調整に伴う「都市計画税の取扱い」及び「上下水道料金の改定」について
②当該地域の現状と課題及びその具体的解決案について
- 4 出席委員 池田千恵美委員、浦田宗昭委員、櫻井治男委員、竜田和代委員、中村基記委員、春木千富委員、馬瀬清美委員、松月久和委員、山本晃委員
- 5 欠席委員 奥山孝人委員、小寺留男委員、佐久間泰子委員、柴原加代子委員、杉田英男委員、前田政吉委員、山上智寛委員、山本幸正委員
- 6 出席職員 情報戦略局長、行政経営課長、行政経営課政策係員
- 7 議事概要

（1）合併調整に伴う「都市計画税の取扱い」及び「上下水道料金の改定」について
○上下水道料金の改定について

●説明（上下水道部）

【上下水道料金及び加入金について】

上水道料金の現状について、平成17年11月に4市町村が合併し、合併調整時に、上水道料金及び加入金について、合併5年間は現行のとおりとする、ただしこの間において住民負担の適正化を図るため、次の方針で経営の見直しを行い、料金体系を整備するとなっている。合併後3つの料金が引き継がれ、平成18年12月に、旧伊勢市、旧御園村、旧二見町の料金が統一され、現在は小俣町地区とそれ以外の地区の2種類の料金体系となっている。

上下水道部において、これまで合併調整に記載された経営改善を行った実績については、次のとおりである。

- ・南勢水道受水費の削減で、三重県企業庁より水を購入しているがその受水費の削減を企業庁へ交渉し、平成22年度から受水費が年間約9800万円削減されることとなった
- ・事務の民間委託を進めており、メーター検針、窓口業務、料金徴収業務、施設の運転管理を委託し、経費の節減を図っている。
- ・施設の統廃合を進めており、小木水源地、宮前第3水源地の整備を中止し、二見町及び小俣町の水道管と旧伊勢市・御園村の水道管を連結して、緊急時の給水ができるようしている。
- ・人件費の削減として、合併時に水道事業会計には46人の職員がいたが、現在38人となっている。

今回の料金改定案の内容について、料金算定期間を平成23年度から平成27年度ま

での5年間としており、基本的な考え方としては、

- ・南勢水道受水費の減額を使用者に還元する。
- ・内部留保資金を10億円程度まで取り崩し、使用者に還元する。内部留保資金とは、水道事業会計の貯金で、災害時等に備え貯金を蓄えているが、現在約20億程度あり、この10年間で10億円程度まで取り崩して使用者へ還元していく予定である。
- ・独居老人、高齢者世帯など水の使用の少ない方への負担を少なくして公平化を図る。
- ・大口使用者の上水道離れの防止。

以上のことにより、経営を健全化させ、水道料金の安定化を図っていく。

上水道料金は、基本料金と使っていただいた分の従量料金を足したもので、現行旧伊勢地区の基本料金は、1ヶ月10m³で1,250円です。小俣地区は、1ヶ月600円で基本水量はない。今回の改定案では、基本料金1ヶ月で口径13ミリの場合、基本水量を5m³に下げ、基本料金を860円に下げる。以下口径が大きくなるにつれて、基本料金が高くなる体系となっている。また、従量料金について、現行旧伊勢地区の料金は、口径25ミリまでと口径30ミリ以上で従量料金が違い、太い口径の方が従量料金が高く設定されており、太い管で水をたくさん使う方に負担が多くなる料金体系を使っている。小俣地区では、口径による差はない。改定案では、口径による区分を無くし、同じ料金に統一する。ただし、小俣地区では、すべての水量で値上げとなり。それ以外の地区では従量料金が下がるため、若干の値下げとなる。

上水道加入金について、最も安い、旧伊勢市・御菌村の額で統一し、新規加入者の負担軽減を図る。加入金は、新たに水道を契約していただく方に払っていただく権利金のようなもので、合併調整により5年間現行のとおりで調整され、現在3種類の料金がある。

水道整備における今後の課題について、現在伊勢市全体の水道管の延長は約810kmあり、その内の約22%が築40年を超えた老朽管で、漏水や断水などの事故を未然に防ぐためこれらの老朽管を更新する必要がある。また、災害に備えるため、水管橋、配水池、配水場、水源地等ポンプや電気設備の更新や耐震化を進めていく必要があり、こうした設備投資の費用が今後11年間で約130億円必要となる見込みである。

水道事業会計の財務状況について、今回の料金改定により全体の料金が下がることから利益としては、平成32年になくなり、預金残高は約11億円になる見込みである。ただし、この料金改定が水道事業会計に与える影響は、深刻なものでなく、今後とも健全な経営を続けていけると考えている。

【下水道使用料について】

下水道使用料についても、合併調整に伴い、小俣地区とそれ以外の地区の2系統となっている。小俣について、合併調整の中で宮川流域下水道接続までは現行のとおり、となっているが、平成23年度に小俣町の下水道を宮川流域下水道へ接続することと

なったため、今回料金の見直しとなり、現在ある小俣地区の料金を小俣以外の料金に統一しようとするもので、伊勢地域に関しては、料金に変更はなく、現状のままである。小俣と小俣以外の料金の格差は、標準的な20 m³の使用で1.6倍の格差となっており、使用料が増えるにしたがって差が大きくなる。

合併調整方針に基づき、経営改善に取り組んでおり、人件費の節減として合併当時44人の職員から平成22年度35名まで削減した。業務委託の推進として、下水道使用料の窓口業務及び徴収業務を民間に委託、また下水道汚泥処分を公的な事業所から処分費の安い民間事業者へシフトしている。

現在伊勢市には3ヶ所の処理センターがありそれらの使用料と汚水処理原価の収支バランス関係では、3ヶ所とも汚水処理原価が使用料を上回っており、赤字の状況であるが、特に小俣浄化センターでは料金を低く押さえている関係から赤字幅が大きい。下水道事業について全国平均においても赤字の状態であり、大変厳しい状況である。

今回の下水道使用料の改定は、現在ある小俣地区の料金を小俣以外の料金に統一しようというもので、小俣地区の方のみ差が生じる。小俣地区では約3,400戸あり、その内の1/4の世帯は、0~20 m³の使用で増減がなく、21~40 m³使われる方が1/4で30%ほどの値上がり、41~60 m³使われる方も1/4で70%ほどの値上がりとなる。

今回の料金統一を行うと、現在1 m³あたりの料金は、140.92円から156.92円となり、総務省が通知している150円以上であると高資本対策として一般会計からの繰り出し基準の対象となり、その繰り出し基準に対しては、国から交付税として措置され、市にとってのメリットとなる。

下水道事業の財政状況について、現在と同様に毎年市から19億円の繰り入れがあるとの想定でシュミレーションすると、留保資金は平成20年度決算で24億6千万円有しており、今後企業債の残高が増加し、それに伴って返済額も増加することから、その影響を受け留保資金を取り崩していくこととなり、平成33年に留保資金がなくなる見通しである。企業債の残高は、平成32年に370億円でピークとなり、その後徐々に減少していく。返済額と料金収入の関係では、返済額は平成41年にピークとなり、その後徐々に減少し、逆に料金収入は、下水道整備が進んでいくことから徐々に増加する見通しである。

●委員との質疑応答

(委員) 水道料金について、考え方の中に内部留保資金を取り崩し、とあるが、現在20億円あるとのことであったが、どういう経過で、また何年間でその額になったのか？

A. 整備をするが減価償却という形で耐用年数に応じて、償却していく。次回の更新に充てる資金として、積み立てていくお金である。水道管でいうと40年で耐用年数となり、次の更新をしていく必要があるため、それに使っていくお金である。

水道会計が昭和 28 年にできてから留保してきた資金である。内部留保資金は必要なお金であり、大災害時には水道がストップし料金が収入できなくなる。1 年分の資金を留保資金として持つておくことが安定した事業を行っていく観点からいわれているが、伊勢市で言うと 28 億円ぐらいが年間の使用料収入であるが、半年分の 10 億を留保すればいいと判断している。

(委員) 企業会計であるが、一般会計からの繰り入れは毎年行われているのか？

A. 基準内の繰り入れは行っている。留保資金については、地震、災害時のために残していったが、料金改定のためもう一度見直し、半年程度の留保でいいと判断した。

(委員) 内部留保資金を半分の 10 億円にしていいのかどうか、判断が難しい。素人でもわかるように説明をお願いしたい。

A. 災害時等半年間で復旧ができるとの判断し、今回の改定素案とさせていただいた。

(委員) 人件費の件で、上水道も下水道も人数を減らしているが、支障なく運営していけるのか？

A. 窓口業務・料金徴収と水源地の維持管理を委託しており、水源地の維持管理は、平成 17 年度から、窓口業務・料金徴収は平成 16 年度から民間委託している。

(委員) 合併したことによって、事務処理そのものが合併する以前よりもやりやすくなったので、減ったというわけではない、ということか

A. 下水道に関しては、工事を進めており徐々に供用を開始しているところで、業務自体は増えている。業務自体は増えているが、民間委託したことで職員の数は減っているということである。

(委員) 民間委託する場合と委託せず職員がする場合と費用面の差はどれくらいか？

A. 上水道で、平成 16 年からの推移を見ると人を減らしているため、人件費は減っているがその分委託料が増えてくる。人は減っているが仕事は減らないので委託料は増えている。その差額で見ると 1,800 万円程度節減できたと考えている。

(委員) 示された料金改定の考え方を考慮することで改定すれば、この料金になるとの理解でいいのか。

A. そういうことになる。上水道は、経営も安定した状態であるため、この改定によっても財政収支計画には影響しないと考えている。小俣の値上げ幅を下げようとすると、伊勢市全体を下げる必要があり、資金の取り崩しもかなりの金額となり、緊急時に対応できない状態になる。

(委員) 小俣とそれ以外では、加入金でも料金でも差があるが何か理由があるのか？

A. 水道料金については、旧小俣町では政策的に一般会計から繰り入れを行っており、水道料金を全体的に押さえていた。全体では 2 億 6 千万円程度の規模であり、旧伊勢市では 28 億円の規模のためそれだけの繰り入れをできない。

(委員) 1 つの案だけでは反対するだけにならないか。この考え方で説明をした時に、

もっと料金を下げた時や上げた時の留保資金の見込みなど複数の試算を提示することで、説明がわかりやすくなるのではないか。

- A. 今回の改定は、合併調整に伴うもので統一した料金にすることを大前提としている。極端な話で、今の小俣町の料金に統一すると16億ほど足りなくなる。素案であることから様々な意見を聞いて、最終的な案としていきたいと考えている。

(委員) 内部留保資金は10億円を下回ることはいけないのか？

- A. 災害等緊急時に対応できなくなる。また、企業会計であることから繰り入れを考える前に、料金の値上げを考えることが先になる。

(委員) 下水道のことで、小俣浄化センターの汚水処理原価と使用料の関係では、使用料が極端に安い何か原因があるのか？

- A. 水道料金と同じで、政策的に一般会計からの繰り入れで使用料を安くしていた。全体の税金の使い道の中で、旧小俣町の政策として税を投入していた。小俣町の土地柄もあり旧伊勢市とは税金の使われ方も違い、コンパクトでまとまった行政効率のいい町で税金を水道や下水道に投入できたが、今の伊勢市全体で考えると山、海、川もあり、お金のかかるところがたくさんある。

(委員) 考え方として、南勢水道受水費の削減で年間1億円、5年間で5億円の削減と、内部留保資金で約10億円を料金に反映させるとのことでのいいのか？

- A. 南勢水道受水費の削減で、料金へは約3.8%の減となり、改定案では5%下げることから内部留保資金の取り崩しで埋めていく考え方である。

(委員) 浄化センターの汚水処理原価がそれぞれ違うのは、規模的な問題で違いがあるのか、一番処理能力がある施設はどこか？

- A. 入ってくる汚水量などで変わってくる。小俣浄化センターの能力が一番高く、五十鈴川中村浄化センター、茶屋クリーンセンターとなっている。中村浄化センターでは、附近に事業者が多くスケールメリットがあるが、小俣では一般家庭が多い、ある程度の固定経費がかかる、処理能力に対する割合などで差がある。

(会長) 料金改正案の考え方で、使用者への還元とあるが伊勢地区にとっては、還元率が小さく、小俣にとっても値上げが押さえられているとの考え方でいいのか？

- A. 旧伊勢市で考えると全体が大きいため還元率が小さくなる。全体で薄く料金を下げて、そこへ料金を合わせていく考え方である。

(会長) 独居老人や高齢者世帯など少量使用者への負担の公平化とあるが、何%ぐらいであるのか。そういう世帯は、今後増える傾向なのか、そういう面では収入として厳しくなると思われるが？

- A. そのような世帯は、全体の構成として30%を超えている。今後さらに増加する傾向であり、それを加味した財政シュミレーションとなっている。

(委員) 伊勢地区としては、考えていただいた案でいいと思う。

○都市計画税の取扱いについて

●説明（情報戦略局）

【都市計画税の取扱いについて】

都市計画税の取扱いについて、旧伊勢市について都市計画区域（一部除く）に制限税率の 0.3% で一律に課税させて頂いている。合併の段階で当分の間、5 年間は現行のとおり、旧伊勢市は課税、二見、小俣、御菌の地域は非課税で不均一課税の状態です。5 年間続いている。合併特例法に基づき特例的な措置として不均一課税が認められているが、その期間は 5 年間であり、平成 23 年 4 月には都市計画税の取扱いを統一する必要があります。使用料と違い税金であることから、課税するか、しないかの判断であり、現時点での伊勢市の考え方としては、新しい新市として都市計画区域の全域に、旧伊勢市で課税していた状況と同じように、0.3% の税率で課税したいと考え、提案させていただきました。

都市計画税とは、都市計画区域内の土地や家屋に対して課税させていただき、土地や家屋をお持ちの方に税を負擔していただくもので、目的税として、都市計画道路の建設や公園の整備、下水道整備などの都市計画事業へ充てるものである。都市計画事業により道路等整備されると都市計画区域内の土地や家屋の利便性が向上するという受益性に着目した目的税で、税率は 0.3% を超えることはできないと決められている。都市計画税の取扱いは、旧伊勢市の区域のみに課税をさせていただいているが、これは合併特例法に基づき、都市計画税の取扱いが不均一な状態であることを認められているため、合併協議により二見町、小俣町、御菌村の区域には合併後 5 年間は課税しない、とされているからで、平成 22 年度が最終年度となっており、平成 23 年 4 月からは、都市計画税の取扱いについて今の不均一な状態を伊勢市の全域で統一する必要があります。

現在旧伊勢市で都市計画区域内の土地・家屋に課税させて頂いておりますが、農業振興地域内の農用地区域は除いており、このような取扱いを全市域で適用し、統一していきたいと考えている。都市計画税は、旧伊勢市の区域で課税し、その額は約 10 億円で、仮に現在の条件で全市域で課税すると概算で約 14 億円と試算している。一方で旧伊勢市で都市計画税を充てることのできる都市計画事業は、年間で約 17 億円の事業を行っており、先ほどの試算 14 億円を上回っている。また、都市計画事業以外には使えない目的税であることから事業を進めていく上では、重要で大切な財源であると考えている。以上のことから都市計画税の取扱いについて、旧伊勢市に課税させて頂いている条件である税率を 0.3%、課税の区域を農業振興地域内の農用地区域を除く都市計画区域全域に課税させて頂きたいと考えています。

都市計画事業とは、都市計画審議会で審議を経て、都市計画で定められた道路、公園、下水道などの都市施設の整備を行う事業をいいます。道路については、都市全体の幹線道路について都市計画で決定し、都市計画区域全体の利便性向上を図るもの、

公園については、大きな公園から小さいものまでである。全体の進捗として、道路は都市計画審議会での見直しを行っているところであるが、現時点で約70%強の進捗で、道路延長は8万4千キロのうちの約6万キロの整備。公園は約70%弱の整備率で、下水道は現在普及率32.8%となっている。

都市計画税は、旧伊勢市で実施する都市計画事業のみに充てており、二見、小俣、御菌地区では、都市計画事業を行っているが都市計画税ではなく一般財源で賄っている状況である。実施している事業は、道路に関して重要な課題は鉄道が市街地を東西に走っていることで、鉄道と道路の立体交差、交通を分散するルートの整備を進めている。現在行っている都市計画事業の進捗は、

- ・日赤神田線・藤社御菌線から御菌町地内高向のあたりまで事業を進めており、今年度末に開通する予定である。
- ・八日市場高向線・高向附近から南北に通じる道路で現在用地買収を進めており、事業化については平成23年度から着手していく予定である。
- ・秋葉山高向線・国道23号線宮川インターから鳥羽松阪線の中島交差点までをいい、伊勢南北幹線の1つとして現在は豊浜大橋附近から中島交差点まで事業を進めているところで、平成24年12月末に全線開通する予定である。
- ・下卯起宮川駅野依線・鳥羽松阪線エイデン附近からユニチカ、宮川駅、小俣総合支所附近、卸売市場を通過して国道23号線へつながる南北幹線道路の1つで、宮川駅附近で工事を行っており、平成22年度内に完成する予定である。

今後予定している事業は、秋葉山高向線、八日市場高向線は継続して事業を行っていく。検討している事業は、

- ・前田小木線・神久2丁目地内JRとの交差点でボトルネック部分の改善
- ・駐車場整備・二見町地内国道42号線で渋滞しているが、原因は駐車場がないことで、駐車場整備として旧二見町時代から場所は確保されているが、国道42号線からのアクセスが分かり難いため、駐車場の整備とそのアクセス道路の整備
- ・宮川橋の架け替え・耐用年数が近付いており、国土交通省の河川占用許可を受けて橋を作っているがその更新が難しくなっており、河川法により宮川橋を現在の状態で架け替えることができないため、これに代わるルートとして、小俣総合支所から橋を通過して、南北幹線、日赤神田線へつながる道路としての整備により、中心市街地の交通の分散や小俣から二見までの交通アクセスとして検討している。

公園としては、倉田山公園、高向西公園などを検討している。下水道については、平成27年度末に約50%の普及率を目指して事業を進めていくよう考えている。

●委員との質疑応答

(委員) 合併以前の小俣や二見はどのような都市計画区域であったのか？

- A. 都市計画区域については、合併以前から伊勢都市計画区域として、玉城町を含め4市町村で同じ都市計画で、非線引き地域であった。旧伊勢市のみで都市計画区

域内の一部を除き、都市計画税を課税している。

(委員) 都市計画税の使途内訳で、事業費と都市計画税の充当額との差は何か。

- A. 将来的には、事業など先のことを考えると、現在下水道事業を進めているところで、今後のことを考えると差が大きくなると考えている。今回は、全市的に都市計画税を課税した場合に、概算ではあるが約 14 億円となり、その他の一般財源の持ち出しを少なくできると考えている。

(委員) 現在旧伊勢市の事業のみへ充当しており、主に起債に充当しているとあるが。

- A. 例えば、平成 18 年度の街路事業に 1 億 4,500 万円で、そのうち 1,200 万円しか充当していないとなっているが、毎年の事業は、国の補助金やその時に地方債、借金をして事業をするため、現実の事業量に対する単年度に充てる都市計画税の充当は低くなる。都市計画事業は、借金をして行うことから翌年度に償還が始まるため、そこへ充当していると理解願いたい。

(会長) 起債償還は、旧伊勢市での事業のみなのか？

- A. 起債償還への都市計画税の充当は、旧伊勢市の都市計画事業へ充当している。今後は、ご了解いただき全市で課税することとなれば、合併以降それぞれの地域でそれぞれの都市計画事業を行っているので、23 年度以降は充当していきたいと考えている。

(会長) 合併にあたり、大きな事業が始まる等の状況はあったのか？

- A. 特段大きな事業はないが、下水道事業の考え方の中で、特例措置的に旧町村のエリアの補助率が高いことから、合併後旧町村のエリアで事業を増やして行っている状況はある。

(委員) 都市計画税の何%を起債の償還に充てているのか？

- A. ほとんどを償還に充てている。今後、仕事の進め方の中で、今は有利な合併特例債を借りながら事業を進めているが、借金の全体像を見た上で借金を抑制しながら、事業に充当していくなどを検討していきたいと考えている。

(委員) 3 町村で都市計画に類似する事業はどれくらいか？

- A. 例えば、八日市場高向線や下卯起宮川駅野依線などこれらの事業も都市計画事業であるが、一般市税を充てている。下水道については、それぞれの地域で都市計画事業として行っている。新しい伊勢市となった時に都市計画税として旧伊勢市で約 10 億円を頂いており、それが 0 円になるとすると市税収入 160 億円のうち 10 億円がなくなることから、様々な影響がでることが予想されることから都市計画税を課税しないことは考え難く、提案のとおり旧 3 町村の方にご理解頂きたいと考えている。

(委員) 水道、下水道、都市計画税にしても、合併の時にある程度の大まかなことは了解を得ての合併ではないのか、上がる、下がるなどの話し合いはされているのではないのか？

A. 合併時に、問題が先送りにされている現状があり、合併後3町村の方の中にも地域審議会や区長さんなどに話をすると意識の中にはある。

(委員) そうなるとの想定の中で合併協議に応じて合併をした、今提案されているのは、細かいことを決める提案ではないのか？

A. 伊勢の方から見るとそのようなイメージであるが、3町村の方からみると決してそうではないとの意見である。税金がかかる、あがるといった時には心情的に賛成する人はほとんどいない。全体で見ると仕方ないと、どれくらいの幅になるのか、最終的には99%しか賛成がなくてもまちの全体のことを考えて、首長が判断することになる。

(委員) 細かいところの説明、なぜこうなったのか、なぜする必要があるのかなどきめ細かく、素人の人でも理解できるように丁寧に説明して、納得していただく必要がある。

A. 旧伊勢市の都市計画事業では都市計画税10億円で、17億円の事業を行っており、今後の都市計画事業の必要額と都市計画税収入に開いている状況があり、都市計画事業の中で特に下水道整備が大きな課題として残っていることから、全市で都市計画税の税率0.2%で計算すると、旧伊勢市の額を下回る10億弱となり、0.1%とするとその半分となる。今の考え方としては、現行の0.3%で提案させてもらうしかない。

(委員) そのようなことも、細かく説明でしていただく必要がある

○審議会の議論

(会長)

上下水道について、基本的に伊勢地区としては少し下がる、特に小俣地区としては上がるが、負担率を下げるような調整を行って統一するとの案であった。また、都市計画税は、課税することで特定の財源として今までの事業を展開していくとの提案であった。

審議会として、これについてどのようにするか決める必要がある。もう一度議論を持って、最終的な結論としたいと考えているが、いかがか。

伊勢地区の審議会としては、今の案に対して、大きな反対や根本から覆すような考えがあれば、それは論拠を明示して意見する必要があるが、概ね認められるとのことであれば、それに沿った審議の回答となる。

(委員)

大きな反対はない。そのように考えて、説明を受けていた。

(委員)

負担増になる地域へ、金額の妥当性など地域の方にご理解いただくよう、丁寧な説明をしていただく必要がある。

(委員)

補助金が少なくなる、負担が多くなる色々な意見があることから丁寧な説明をお願いしたい。

(会長)

新市の一体感を目指して新しい市として行こう、とする時に、違和感がおこらないように説明していただくようお願いしたい。ただし、基本的にはこの地区としては妥当であるとの意見で、コンセンサスを得られる様であれば次回で最終的な確認資料を出させていただくがどうか。

(委員)

総論的なことでいいのか。時間があれば各項目について、1つずつ判断をしていて、それを明記していった方がいいのでは。

(委員)

小侯の上昇幅を下げるよう全体額を調整しているとの説明をしてはどうか。

(委員)

将来財源を考えた場合には、負担は増えるとの見通しの説明が必要。

(委員)

伊勢地区の意見を入れる時に、総論で入れるのか、各論を含めて総論へもっていつて入れていくのか。

(委員)

各論の場合は、下水道、上水道、都市計画税それぞれの中身のことについて、になるのか

(委員)

例えば、安くしてしまうと一般会計からの繰り入れや赤字幅が増えることから税金の負担も増えるとすれば、このあたりが妥協点になるとの意見とすればいい。

(会長)

検証が必要となり、時間がかかる。

(委員)

総論だけでは、説得力がないように感じる。

(会長)

この審議会の考え方として、もう少し分かりやすい説明や算出の根拠など細かく説明をしていただきたい、との1つの意見であった。時間的なことから、総論での意見を検討していくこととする。

(2) 当該地域の現状と課題及びその具体的解決案について

(会長)

これまで意見をいただきながら、文書の統一、整合性など先月に最終的なまとめを

行った。

(委員)

伊勢市の経済活性化についてで、課題のテーマと課題の内容の順番に違和感を感じるが。

(副会長)

もともと、テーマと内容の順序は対応していない、議論した中の順番で記載している。

(会長)

課題のテーマとしては、いくつもあったがその中で伊勢市駅前の活性化が必要であるとの議論で、はじめに設定した。2つ目はあわせて若者の働く場が必要と、平行して議論した。課題の内容について、3つ目は感覚的なものでテーマと連動させることが難しいようである。

意見提案する際には、こういうことも含めて説明するようにとの意見も頂いている。今日この内容で認めていただければ、これを提案する時に時間を設定できれば提案の中身を説明できればと考えている。

提案内容について、了解が得られた。

以上。